

蒲 監 第 6 9 号
令和5年10月17日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員 小 林 憲 三

同 尾 崎 隆 久

同 松 本 昌 成

蒲郡市職員措置請求に係る監査について（通知）

令和5年10月3日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

（省略）

2 請求のあった日

令和5年10月3日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

蒲郡市（以下「市」という。）は蒲郡観光協会（以下「協会」という。）の令和4年度蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金（以下「助成金」という。）を不適切に流用して事務局長の給料を支給した。

事務局長の給料が令和3年度の月額10万円が令和4年度には13万円に増額され、年末賞与含めて年収が36万円（128%増）増額して支給された。市は年度計画において、事務局長の給料増額について口頭でも計画書でも何ら説明が無かったにも係わらず、年度締め時に検証せず協会の請求額通り交付した。

令和4年度から竹島園地業務委託先が協会から蒲郡市シルバー人材センターに移管されたことで協会は市からの竹島園地等管理業務委託料（4,796,000円）収入が無くなっている。令和3年度まではその委託料から竹島園地等管理委託管理業務費として事務局長の給料も支払われていたが、それが無くなったため、その事務局長の所得減収分を補填するため助成金を流用したと考える。事務局長の給料の減収補填を賄うのは協会の財源で補填すべきで助成金での補填は不適切な行為である。

結果、市は36万円の損害を被った。

よって、監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう勧告されたい。

(2) 措置請求の内容

ア 市長は、協会に対して36万円の返還を求める。

イ 返還されない場合、市長は同額を市に弁償する。

ウ 蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に根本原因があり市に対して具体的な補助経費内容・補助上限・補助割合の明文化及び適正な助成額算出を定めた要綱改正の監査委員の勧告を希望する。

4 通知文（主文）

本件請求を却下する。

令和5年10月3日付で受付した「蒲郡市職員措置請求書」については、慎重に審議した結果、次の理由により、法第242条に規定する住民監査請求要件を欠くことから、却下することが相当であると決定したので、その旨を通知する。

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求

め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本件請求において請求人は、市が協会に支出した令和4年度助成金303万2千円のうち、協会が事務局長に支出した増額分3万円を含む月額13万円の給料について、協会が市に対して増額の理由を口頭並びに計画書による事前説明を怠ったため、増額分3万円【年額36万円】を市に返還することを求めていると解することができる。

本件で住民監査請求の対象となりうる市の財務会計上の行為は、協会が要綱第1条（趣旨）にある「観光施設の美化活動を推進し、良好な観光施設の維持管理に寄与するとともに、蒲郡観光協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ること」を達成するため、市が協会の運営事業等に関する経費のうち、助成金の交付の対象となる経費について支出した行為を指すのであって、協会が、事務局長に対して給料の増額を決め、支出したことは、協会内の裁量であり、会計事務であるため、市の財務会計上の行為に該当するものではないと解する。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断する。

なお、請求人が希望する要綱の改正に関する勧告については、監査委員に与えられた職務上の権限を越えているため、再度、「助成対象経費の算定根拠を明確にするため、相応の基準を設定するなど、事務手続きの透明性の確保と適正な制度の運用に努められることを望む」と伝えることにする。